

公告第 258 号
平成 27 年 2 月 27 日

被 保 険 者 各 位

共同通信社健康保険組合
理事長 中屋 祐司

◎ 任意継続被保険者の標準報酬月額と保険料について

共同通信社健康保険組合の被保険者だった方は、退職後も任意継続被保険者として健保組合に 2 年間残ることができます。任意継続被保険者の平成 27 年度の標準報酬月額は 560,000 円に設定します。この標準報酬月額から下記の通り健康保険料、介護保険料を決定しました。

記

健康保険料（月額）	43,120 円
介護保険料（月額）	5,040 円
合 計	48,160 円

- （1）健康保険料の保険料率は、1,000 分の 77（前年度比 12.00 増）。標準報酬月額にこの料率をかけて算出した健康保険料は月額で 43,120 円。全額自己負担です。
- （2）介護保険料の保険料率は前年度と同率で 1,000 分の 9。標準報酬月額にこの料率をかけて算出した介護保険料は月額 5,040 円。全額自己負担です。
- （3）月額の保険料は、合計で 48,160 円（前年度比 6,720 円増）です。退職時の標準報酬月額が 560,000 円より低いときは、負担される保険料は減額になります。

以 上